

札幌ウィンタースポーツミュージアム条例の一部を改正する条例
案

平成28年（2016年）11月29日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌ウィンタースポーツミュージアム条例の一部を改正する条例

札幌ウィンタースポーツミュージアム条例（平成11年条例第53号）の一部を次のように改正する。

(1) 題名を次のように改める。

札幌オリンピックミュージアム条例

(2) 第1条中「冬季オリンピック開催都市」を「オリンピック及びパラリンピックの歴史と価値並びに冬季オリンピック等の開催都市」に改め、「もって」の次に「オリンピック及びパラリンピックの理念を広く伝えるとともに、」を加え、「札幌ウィンタースポーツミュージアム」を「札幌オリンピックミュージアム」に改める。

(3) 第2条第1号中「冬季オリンピック札幌大会等」を「オリンピック及びパラリンピック、冬季オリンピック札幌大会等」に改め、「国際大会」の次に「並びにウィンタースポーツ」を加え、同条第2号を削り、同条第3号中「ウィンタースポーツ」を「オリンピック及びパラリンピック並びにウィンタースポーツ」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 使用承認等の手続、使用料又は利用料金の支払手続その他札幌オリンピッ

クミュージアムを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正前の札幌ウィンタースポーツミュージアム条例第16条第1項の規定に基づいて行われた札幌ウィンタースポーツミュージアムに係る指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下この項において同じ。)の指定の手続は、この条例による改正後の札幌オリンピックミュージアム条例第16条第1項の規定に基づき行われた指定管理者の指定の手続とみなす。

(理由)

札幌ウィンタースポーツミュージアムの施設の名称を札幌オリンピックミュージアムに変更するとともに、施設の設置目的及び事業内容を追加するため、本案を提出する。